

令和 5 年第 7 回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 7 月 27 日（木）午前 9 時 30 分～午前 10 時 32 分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19 名

会長	19 番	畑	雄	二					
会長職務代理	18 番	田	中	政	幸				
委員	1 番	安	藤	直	樹	2 番	千	葉	芳
	3 番	五十嵐		勝		4 番	山	田	和
	5 番	長谷川	彰	徳		6 番	岩	間	秀
	7 番	貞	廣	樹	良	8 番	赤	澤	良
	9 番	伊	藤	貢	三	10 番	峯	崎	光
	11 番	鈴	木	英	昭	12 番	吉	田	彰
	13 番	中	澤	裕	幸	14 番	土	屋	典
	15 番	太	田	英	樹	16 番	鈴	木	孝
	17 番	白	木	義	一				

欠席委員（0 名）

4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長

5 議事日程

第 1 号

第 1 仮議席の指定

第 2 会長互選

第 1 号（その 2）

第 3 会長職務代理者互選

第 4 会期の決定

第 5 議席の決定

第 6 会議録署名委員の指名

第 7 諸般報告

第 8 選任第 1 号 総務委員会委員及び農振委員会委員選任の件

第 9 選任第 2 号 農地移動適正化あっせん委員会委員選任の件

第 10 推薦第 1 号 美唄市都市計画審議会委員推薦の件

第 11 推薦第 2 号 美唄市農業振興基金運営委員会委員推薦の件

- 第 1 2 推薦第 3 号 美唄市換地委員会委員推薦の件
- 第 1 3 報告第 6 号 現況証明書交付報告の件
- 第 1 4 議案第 2 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農
用地利用集積計画決定の件

令和5年第7回農業委員会総会

事務局長

任期満了によります、新たな農業委員任命後、最初に行われる総会でありますので、【農業委員会等に関する法律第27条第1項】ただし書きの規定により、市長が総会を招集させていただきました。

最初に桜井市長からご挨拶をお願いいたします。

市長
事務局長

『挨拶』

このあと、臨時議長が選ばれるまで市長が進行を行います。

よろしくお願いいたします。

市長

それでは、『臨時議長』が選出されるまで、進行させていただきます。

農業委員任命後、最初の総会でありますので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されていることから、これを準用し、年長の委員を臨時議長に指名させていただきたいと思います。

お諮りいたします。

これに、ご異議ございませんか。

委員
市長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

出席委員の中で『千葉 芳枝』委員が、年長の委員でありますので、指名させていただきます。

よろしくお願いいたします。

臨時議長が決定しましたので、私はこれで退席いたします。

臨時議長

ただいま、臨時議長のご指名をいただきました千葉です。

会長が選出されるまで、よろしくお願いいたします。

ただいまより、令和5年第7回美唄市農業委員会総会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程第1号、日程の第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

つぎに、日程の第2、会長互選について、事務局から説

長江係長	明を求めます。 会長互選について、ご説明いたします。 【農業委員会等に関する法律第5条第1項】に「農業委員会に会長を置く」、また、同条第2項では、「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されています。 なお、互選の方法は、【美唄市農業委員会会議規則第16条】で、「総会において行う選挙は『無記名投票』により行うものとする。 ただし、総会において、「委員全員の同意がある時は『指名推薦』の方法によることができる」と規定されています。 したがって、互選の方法は『無記名投票』と委員全員の同意による『指名推薦』の2通りになります。 また、会長は、【美唄市農業委員会会議規則第5条】で、「会議の議長となって議事を整理する」と規定されています。 以上で説明を終わります。
臨時議長	ただいま、事務局から会長互選について説明がありました。 お諮りいたします。 会長互選につきまして、どのような方法で行うかご意見を求めます。
中澤委員 臨時議長 中澤委員	(挙手) 中澤委員。 『指名推薦』の方法がよろしいと思いますので、臨時議長においてお取り計らい願います。
臨時議長	ただいま、会長互選の方法は『指名推薦』とのご発言がありました。 お諮りいたします。 これに、ご異議ございませんか。
委 員 臨時議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、互選方法は『指名推薦』によることに決定いたしました。
中澤委員 臨時議長 中澤委員	(挙手) 中澤委員。 ただいま、『指名推薦』によることが決定しましたので、

臨時議長	私から指名させていただきたいと思います。 会長には、「畑 雄二」委員を指名いたします。 ただいま、会長に「畑 雄二」委員を指名いたしたいと のご発言がありました。 お諮りいたします。 これに、ご異議ございませんか。
委 員 臨時議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、会長は、「畑 雄二」委員に決定いたしました。 「畑」委員は、議長席にて会長就任のご挨拶をお願い いたします。 それでは、会長が決まりましたので、臨時議長を退任さ せていただきます。
畑 会長 議 長	(就任挨拶) それでは、議事日程第1号(その2)、日程の第3、会長 職務代理者互選について、事務局から説明を求めます。
長江係長	会長職務代理者互選について、ご説明いたします。 【農業委員会等に関する法律第5条第5項】では、「会長 が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者 が、その職務を代理する」と規定されています。会長職務 代理者の互選方法は、会長の互選と同様に【美唄市農業委 員会会議規則第16条】により、『無記名投票』及び『指名 推薦』の方法があります。
議 長	以上で説明を終わります。 ただいま、事務局から会長職務代理者互選について説明 がありました。 お諮りいたします。 会長職務代理者互選について、どのような方法で行う か、ご意見を求めます。
岩間委員 議 長 岩間委員	(挙手) 岩間委員。 『指名推薦』の方法とし、指名は議長に一任いたしたい と思います。
議 長	ただいま、会長職務代理者互選の方法は『指名推薦』の 方法とし、指名は議長一任というご発言がありました。 お諮りいたします。

委員
議長

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

会長職務代理者には、「田中政幸」委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました「田中政幸」委員を会長職務代理者に決定することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、「田中政幸」委員が会長職務代理者に決定いたしました。

「田中」委員は、自席にて就任の挨拶をお願いいたします。

田中委員
議長

(就任挨拶)

つぎに、日程の第4、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

つぎに、日程の第5、議席の決定を行います。

事務局から説明を求めます。

長江係長

【美唄市農業委員会会議規則第4条】に、「議席は任命後初めて招集された総会において、くじで定める」と規定されています。

くじは、2回行います。1回目は、議席を決めるくじの順番を、2回目が議席の番号となります。以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、この場合、会長と会長職務代理者は議事等の連絡調整がありますので、19番に会長、18番に会長職務代理者とし、議席番号1番から17番までを『くじ』で決めさせていただきます。

委員
議長

たいと思います。

また、1回目の『くじ』を引く順番は、ただいま着席の仮議席の順番としたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、説明した方法で、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま説明した方法で行うことに決定いたしました。

この場合、会長及び会長職務代理者を除き、仮議席順に『くじ』を引いてください。

峯崎委員から時計回りの順番としますので、峯崎委員から前へお進みください。

それでは、2回目の『くじ』の順番が決まりましたので、1番の方から前へお進みください。

事務局は、結果を報告してください。

長江係長

『くじ』の結果について、議席番号順にお名前を読み上げます。

なお、議席の順番は田中職務代理者の隣が1番となり、2番以降は時計回りの順となりますので、よろしくお願いいたします。

1番安藤直樹委員・2番千葉芳枝委員・3番五十嵐 勝委員・4番山田和正委員・5番長谷川彰徳委員・6番岩間秀一委員・7番貞廣樹良委員・8番赤澤良一委員・9番伊藤貢三委員・10番峯崎光行委員・11番鈴木英昭委員・12番吉田 彰委員・13番中澤裕幸委員・14番土屋典昭委員・15番太田英樹委員・16番鈴木孝典委員・17番白木義一委員。

以上でございます。

議長

ただいま、事務局報告のとおり議席が決定しましたので、各自名札を持って議席番号順に着席していただきます。

暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の第6、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、【美唄市農業委員会会議規則第18

長江係長	条】により、「議長は議事録に署名する委員2名を会議のはじめに指名しなければならない」と規定されていますので、議席番号1番安藤直樹委員、2番千葉芳枝委員を指名いたします。
	つぎに、日程の第7、諸般報告に入ります。 諸般報告について、事務局から説明願います。 諸般報告につきましては、【美唄市農業委員会会議規則第10条】により、「会長は会議のはじめにおいて、所掌に属する主要事項を総会に報告しなければならない」と規定されており、会長、会長職務代理者及び委員の動向、また主要事項についての前月総会開催日から当月総会開催日前日までの期間における報告です。 一般事項は簡潔に、主要事項については、別記により資料を添付して報告することとしております。
議長	以上で説明を終わります。 ただいま、事務局から諸般報告についての説明が終わりました。 諸般報告につきましては、別紙記載のとおり朗読を省略いたします。
事務局長	つぎに、7月10日から開催された、令和5年第2回市議会定例会について、事務局から報告願います。
議長	(報告) 以上で報告が終了しました。
委員	ご質問ございませんか。
議長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって報告を終わります。 つぎに、日程の第8、選任第1号、総務委員会委員及び農振委員会委員選任の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 総務委員会及び農振委員会につきましては、【美唄市農業委員会会議規則第14条】に議案の付託という規定があります。 「議案中、特に必要があると認めたときは、総会の議決により1名以上の委員に付託し、審査、調査、調整させることができる」等とあることから、『各委員会開催要領』

議 長

長谷川委員
議 長
長谷川委員

議 長

委 員
議 長

に基づき『総務委員会』及び『農振委員会』が設置されています。

『農業委員会等に関する法律』等の法律上の制約を受けるものではなく、当委員会が業務推進を図るうえで、任意に設置するものです。

『総務委員会』は主に農地対策の推進と農業委員会の事業計画及び事業総括等の立案審議を行います。

『農振委員会』は主に農業振興対策、農業後継者対策等の立案審議を行います。

なお、会長及び会長職務代理者は、参与として各委員会の構成員となります。

以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりましたので、
『総務委員会』及び『農振委員会』委員の選任を行います。
お諮りいたします。

総務委員会委員 9 名、農振委員会委員 9 名を選任することになりますが、どのような方法で行うか、ご意見を求めます。

(挙手)

長谷川委員。

『指名推薦』の方法とし、指名は議長に一任いたしたいと思います。

ただいま、選任の方法は『指名推薦』の方法とし、指名は議長一任というご発言がありました。

お諮りいたします。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

最初に『総務委員会』委員 9 名を指名いたします。

峯崎光行委員・貞廣樹良委員・土屋典昭委員・中澤裕幸委員・吉田 彰委員・五十嵐 勝委員・山田和正委員・鈴木英昭委員・千葉芳枝委員、以上の 9 名を指名いたします。

つぎに、『農振委員会』委員 9 名を指名いたします。

伊藤貢三委員・長谷川彰徳委員・白木義一委員・赤澤良

委員
議長

一委員・鈴木孝典委員・岩間秀一委員・太田秀樹委員・安藤直樹委員・千葉芳枝委員、以上の9名を指名いたします。

お諮りいたします。

各委員会の委員は、ただいま指名した委員に決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

つぎに、各委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

『各委員会開催要領第4』に、「各委員会に委員長及び副委員長を置き、各委員会の委員の中から互選により選任する」と規定されていることから、直ちに関係委員による互選会を開催願います。

最初に総務委員会委員による互選会を開催し、続いて、農振委員会委員による互選会を開催願います。

開催場所につきましては、第2会議室です。

暫時休憩いたします。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

互選会の結果について、最初に総務委員会から報告願います。

鈴木英委員

(挙手)

議長

鈴木英昭委員。

鈴木英委員

総務委員会の互選会の結果について、報告いたします。

委員長には、貞廣樹良委員、副委員長には、吉田 彰委員が選ばれました。以上です。

議長

つぎに、農振委員会から報告願います。

安藤委員

(挙手)

議長

安藤委員。

安藤委員

農振委員会の互選会の結果について、報告いたします。

委員長には、鈴木孝典委員、副委員長には、太田秀樹委員が選ばれました。以上です。

議長

ただいま、各委員会から互選結果について、報告がありました。

お諮りいたします。

委員 議長	ただいま、報告されたとおり決定することで、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって、総務委員会委員長は、貞廣樹良委員、副委員長は、吉田 彰委員。
	農振委員会委員長は、鈴木孝典委員、副委員長は、太田秀樹委員に決定いたしました。
	各委員長から自席において、就任の挨拶をお願いします。
貞廣委員長	はじめに、総務委員会貞廣委員長、お願いいたします。
議長	(総務委員長就任挨拶)
鈴木委員長	つぎに、農振委員会鈴木孝典委員長、お願いいたします。
議長	(農振委員長就任挨拶)
	以上で選任第1号を終了いたします。
	つぎに、日程の第9、選任第2号、農地移動適正化あっせん委員会委員選任の件を議題といたします。
長江係長	事務局から説明を求めます。
	農地移動適正化あっせん委員会につきましては、美唄市農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、事業の円滑な推進を行うため、『美唄市農業経営基盤強化促進事業実施要領第2(1)』の規定により、【東地区あっせん委員会】、【西地区あっせん委員会】、【南地区あっせん委員会】、【北地区あっせん委員会】が設置されています。
	農地移動適正化あっせん委員会の任務につきましては、農業経営の効率的かつ安定的な経営の育成を図るため、農業経営基盤強化促進事業等における農用地の利用集積に伴う調整などを行います。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、各地区の農地移動適正化あっせん委員会委員の選任を行います。
	お諮りいたします。
	選任について、どのような方法で行うか、ご意見を求めます。
白木委員	(挙手)
議長	白木委員。
白木委員	『指名推薦』の方法とし、指名は議長に一任いたしたい

議 長

と思います。

ただいま、選任の方法は『指名推薦』の方法とし、指名は議長一任というご発言がありました。

お諮りいたします。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

最初に、【東地区あっせん委員会】について指名いたします。

峯崎光行委員、田中政幸委員、貞廣樹良委員、伊藤貢三委員の以上4名です。

つぎに、【西地区あっせん委員会】について指名いたします。

長谷川彰徳委員、白木義一委員、土屋典昭委員、私、畑雄二の以上4名です。

つぎに、【南地区あっせん委員会】について指名いたします。

赤澤良一委員、鈴木孝典委員、岩間秀一委員、中澤裕幸委員、吉田 彰委員の以上5名です。

つぎに、【北地区あっせん委員会】について指名いたします。

太田秀樹委員、五十嵐勝委員、安藤直樹委員、山田和正委員、鈴木英昭委員の以上5名です。

なお、千葉芳枝委員はあっせん委員会委員には指名いたしません。

お諮りいたします。

各地区の農地移動適正化あっせん委員会の委員は、ただいま指名したとおり決定することに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、各地区の農地移動適正化あっせん委員会の委員は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

つぎに、各地区の委員長及び副委員長の選任を行います。

貞廣委員
議 長
貞廣委員

議 長
土屋委員
議 長
土屋委員

議 長
吉田委員
議 長
吉田委員

議 長
五十嵐委員
議 長
五十嵐委員

議 長

す。

『美唄市農業経営基盤強化促進事業実施要領第2（1）』に「農地移動適正化あっせん委員会は、正副委員長各1名を互選する」と規定されていることから、直ちに各地区において互選会を開催願います。

互選会は、最初に東地区、つぎに西地区、つぎに南地区、つぎに北地区の順に、場所につきましては、第2会議室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

互選会の結果について、最初に東地区から報告願います。

（挙手）

貞廣委員。

東地区の互選会の結果について、報告いたします。

委員長には、峯崎光行委員、副委員長には、伊藤貢三委員が選ばれました。以上です。

つぎに、西地区から報告願います。

（挙手）

土屋委員。

西地区の互選会の結果について、報告いたします。

委員長には、長谷川彰徳委員、副委員長には、白木義一委員が選ばれました。以上です。

つぎに、南地区から報告願います。

（挙手）

吉田委員。

南地区の互選会の結果について、報告いたします。

委員長には、岩間秀一委員、副委員長には、中澤裕幸委員が選ばれました。以上です。

つぎに、北地区から報告願います。

（挙手）

五十嵐委員。

北地区の互選会の結果について、報告いたします。

委員長には、太田秀樹委員、副委員長には、安藤直樹委員が選ばれました。以上です。

ただいま、各地区から互選結果について、報告がありま

委員
議長

した。

お諮りいたします。

ただいま、報告されたとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、農地移動適正化あっせん委員会の東地区委員長には、峯崎光行委員、同副委員長には、伊藤貢三委員、

西地区委員長には、長谷川彰徳委員、同副委員長には、白木義一委員、南地区委員長には、岩間秀一委員、同副委員長には、中澤裕幸委員、北地区委員長には、太田秀樹委員、同副委員長には、安藤直樹委員を選任することに決定いたしました。

つぎに、日程の第10、推薦第1号、『美唄市都市計画審議会』委員推薦の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました推薦第1号、『美唄市都市計画審議会』委員推薦の件について、ご説明いたします。

これは、『美唄市都市計画審議会』委員2名を推薦するもので、【美唄市都市計画審議会条例】において、「この審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画等に関し審議し、意見を答申する」とあります。

委員は市議会推薦4名、農業委員会推薦2名、学識経験者6名で構成されています。従来より会長及び会長職務代理者を推薦していることから、畑会長、田中会長職務代理者を推薦することが、適当と思われます。以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明のあった、『美唄市都市計画審議会』委員の推薦につきましては、事務局説明のとおり推薦することとして、これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、事務局説明のとおり推薦することに決定いたしました。

つぎに、日程の第11、推薦第2号、『美唄市農業振興基金運営委員会』委員推薦の件を議題といたします。事務局

長江係長	から説明を求めます。 ただいま議題となりました推薦第2号『美唄市農業振興基金運営委員会』委員推薦の件について、ご説明いたします。
議 長	これは、『美唄市農業振興基金運営委員会』委員を推薦するもので、【美唄市農業振興基金運営委員会規則】において、「農業後継者及び生産組織の育成等農業の振興対策などを審議するため、農業関係団体を代表する者で組織する」とあることから、畑会長を推薦することが適当と思われます。以上で説明を終わります。
委 員	ただいま、事務局から説明のあった、『美唄市農業振興基金運営委員会』委員の推薦につきましては、事務局説明のとおり推薦することとして、これに、ご異議ございませんか。
議 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、事務局説明のとおり、推薦することに決定いたしました。
長江係長	つぎに、日程の第12、推薦第3号、『美唄市換地委員会』委員推薦の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました推薦第3号『美唄市換地委員会』委員推薦の件について、ご説明いたします。 『美唄市換地委員会』委員の推薦であります。道営土地改良事業、国営緊急農地再編整備事業及び国営農地再編整備事業における、土地改良事業に関する換地業務の適正かつ円滑な遂行と換地計画及び一時利用指定など、市長の諮問に基づき調査審議するもので、委員会の構成は各事業の地区ごとに関係機関及び団体の代表者並びに受益者により組織され、市長が委嘱することとなっています。 換地委員の推薦につきましては、事業実施地区において、地域を把握している委員を推薦することが適当と思われます。 このことから、道営土地改良事業の「北美唄地区」には山田和正委員、「進徳一心第1地区」には田中政幸委員、「進徳一心第2地区」には伊藤貢三委員、「峰延第1地区」

		には鈴木孝典委員、「峰延第２地区」及び「豊葦第１地区」には赤澤良一委員。
		つぎに、国営緊急農地再編整備事業の「美唄地区西美唄工区」には白木義一委員、「美唄地区上美唄工区」には田中政幸委員。
		つぎに、国営農地再編整備事業の「美唄茶志内地区１工区」には鈴木英昭委員、「美唄茶志内地区２工区」には畑雄二委員を推薦することが適当と思われます。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった、『美唄市換地委員会』委員の推薦について、事務局説明のとおり推薦することとして、これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、事務局説明のとおり、推薦することに決定いたしました。
		つぎに、日程の第１３、報告第６号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。
		事務局から説明を求めます。
長江係長		ただいま議題となりました報告第６号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。
		このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第３・５の（２）により、会長専決として証明したので報告するものです。
		(議案朗読省略)
		確認事項としましては、昭和４７年２月１日に５条転用許可を受けていますので、令和５年７月７日付けで証明書を交付したので報告します。
		なお、調査場所につきましては、報告第６号資料のとおりとなっております。
		以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。
		これに、ご質問ございませんか。
委	員	(なしの声)

議長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第 14、議案第 24 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。
	事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました議案第 24 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。
	利用権の設定の種類は全て所有権移転です。
	(議案朗読省略)
	番号 1 番につきましては、個人が利用権の設定等を受けるものであり、別添 1 調査書、2 番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、別添 2 調査書のとおり旧農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
	場所につきましては、議案第 24 号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては 7 月 27 日を予定しております。
	以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。
	よって原案のとおり決定をいたします。
	以上をもちまして、第 7 回農業委員会総会は閉会いたします。